

児童育成料は、収入の状況やきょうだいが同時に入所する等の理由により、減免になる場合があります。以下を参考に、該当する場合は減免申請を行ってください。

## I 収入による減免

保護者(父母及び同一世帯の祖父母)の収入が少ない場合、一定の基準を満たすと、児童育成料が減免となります。具体的には、過去2年分の収入に基づく税額が、以下の条件1、2をいずれも満たす場合に減免となります。

【条件1 令和3年中の収入に係る所得税が非課税であること】

⇒「令和3年分源泉徴収票」または「令和3年分確定申告書」で、所得税(源泉徴収税額)が非課税かどうかご確認ください。

※住宅取得控除などの税額控除を受けている方は、控除前の税額で確認してください。

※源泉徴収票をもらった後、確定申告された方は確定申告書で確認してください。

(当初の源泉徴収票の源泉徴収税額がかかっているが、修正申告により全額還付された場合は非課税になります)

令和3年分確定申告書Bの第一表(令和2年分以降)のスクリーンショット。収入金額等欄と所得金額欄が確認できる。矢印は所得金額欄の源泉徴収税額欄を指している。

令和3年分給与所得の源泉徴収票のスクリーンショット。源泉徴収税額欄が確認できる。矢印は源泉徴収税額欄を指している。

矢印の部分が所得税額の書いてある欄です

【条件2 令和2年中の収入に係る市町村民税が以下のいずれかの基準を満たすこと】

⇒「令和3年度市民税・県民税決定通知書」で、市民税額をご確認ください。

- ① 市町村民税の所得割が課税されているが、10,000円未満
- ② 市町村民税がかかっているが、均等割のみ(所得割が課税されていない)
- ③ 市町村民税が非課税

条件1、2をいずれも満たす場合、児童育成料が減免となりますが、条件2の①～③のいずれに該当するかによって減免額が異なります。詳しくは下表をご覧ください。

| 内容                          | 減免される金額   | 減免後の児童育成料 |
|-----------------------------|-----------|-----------|
| ①前年度の市町村民税が所得割 10,000円未満の世帯 | 4,000円 減免 | 6,000円    |
| ②前年度の市町村民税が均等割のみの世帯         | 6,000円 減免 | 4,000円    |
| ③前年度の市町村民税が非課税の世帯           | 8,000円 減免 | 2,000円    |

- ・条件1、2ともに保護者(父母及び同一世帯の祖父母)全員が条件を満たす必要があります。
- ・年少扶養控除等の廃止に伴う、所得税・市民税の再計算により減免に該当する場合があります。詳しくは別紙I、別紙IIを参照してください。

## 必要提出書類

### ・令和3年1月1日現在、船橋市内に住民登録のあった方

- (1) 令和3年分の「源泉徴収票」または「確定申告書の第一表と第二表」(コピー可)
- (2) 船橋市放課後ルーム児童育成料減免申請書  
※課税台帳の閲覧に同意されない場合は、令和3年度市民税の課税証明書または非課税証明書の提出が必要となります。

### ・令和3年1月1日現在、船橋市以外に住民登録のあった方

- (1) 令和3年分の「源泉徴収票」または「確定申告書の第一表と第二表」(コピー可)
- (2) 令和3年1月1日現在、住民登録のある市区町村等の令和3年度の「課税証明書」または「非課税証明書」(コピー可)
- (3) 船橋市放課後ルーム児童育成料減免申請書

## II きょうだい入所による減免

2人以上の児童が同時に入所した場合は、学年が一番下の児童(1人目)の児童育成料を基準として、学年が上の児童が減免となります。収入による減免申請のある場合、減免後の金額が基準となります。1人目が2,000円の場合は、それ以上の減額はありません。

2人目と、3人目以降の児童の児童育成料は、下表の通りとなります。

|           | 1人目の児童育成料(基準額) | 2人目                   | 3人目以降  |
|-----------|----------------|-----------------------|--------|
| 減免該当なし    | 10,000円        | 6,000円                | 2,800円 |
| 所得割1万未満   | 6,000円         | 4,000円                | 2,400円 |
| 均等割のみ など  | 4,000円         | 3,000円                | 2,200円 |
| 非課税の場合 など | 2,000円         | 2,000円(1人目と金額は変わりません) |        |

必要提出書類 児童育成料減免申請書(2人目以降の児童について必要です)

## III. 生活保護受給者

生活保護を受けている世帯は8,000円減免され、減免後の児童育成料はおやつ代相当額2,000円となります。

必要提出書類 生活保護証明書および船橋市放課後ルーム児童育成料減免申請書

### 【減免制度の注意事項】

1. 利用希望月の前月末日までに、減免に必要な書類全てを地域子育て支援課に必着で提出してください。  
減免の決定については、後日、通知いたします。
2. 書類の不備や提出が遅れた場合、書類が全てそろった月の翌月以降からの減免となり、遡って減免はいたしません。
3. 減免を受ける理由が消滅した場合は、速やかに地域子育て支援課までご連絡ください。  
連絡が遅れた場合は、消滅時点に遡って、児童育成料を賦課します。
4. 祖父母と同一世帯の場合は、祖父母についても父母と同様の書類が必要となります。
5. 申請後、不足書類の追加提出のみ郵送でも受付いたしますが、郵便物が届いているか確認したい方は、電話にてお問合せください。市からの連絡はいたしかねますのでご注意ください。
6. アレルギーや疾病等のためおやつが不要な場合、おやつ代相当額(2,000円)を利用料から差し引きます。  
事前に届け出が必要となります。詳しくは地域子育て支援課までお問合せください。
7. 災害・失業等により著しく所得が減少した世帯についても減免に該当する場合があります。詳しくは地域子育て支援課までお問合せください。

問合せ先: 船橋市役所 地域子育て支援課(電話: 047-436-2319)